

千葉県最低賃金・産業別最低賃金改定について

千葉労働局

千葉県内のすべての事業場で働く労働者（パート、アルバイトを含む。）に適用される千葉県最低賃金及び下記産業の事業場で働く労働者に適用される産業別最低賃金7業種が次のとおりとなりました。なお、千葉県最低賃金及び産業別最低賃金の7業種すべての業種について最低賃金額が改正となりました。

最低賃金一覧表（平成18年度改正）

単位：円

最低賃金件名		改正最低賃金額	発効日	改正前最低賃金額	引上額
千葉県最低賃金		687	18.10.1	682	5
産業別最低賃金	調味料製造業(1)	775	18.12.25	771	4
	鉄鋼業	806	18.12.25	800	6
	一般機械器具製造業(2)	794	18.12.25	789	5
	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業(3)	791	18.12.25	786	5
	精密機械器具製造業	776	18.12.25	771	5
	各種商品小売業(4)	756	18.12.25	751	5
	自動車（新車）小売業	786	18.12.25	781	5

注：(1) 味噌製造業を除く。

(2) 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他機械・同部品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業及び縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。

(3) 電球・電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。

(4) 衣・食・住にわたる各種商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売品であるか判別できない事業所。

なお、この最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。

最低賃金についてのお問い合わせは、千葉労働局労働基準部賃金室[TEL. 043-221-2328]又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

千葉労働基準監督署 043-241-8383 船橋労働基準監督署 047-431-0181 柏労働基準監督署 04-7163-0245
 銚子労働基準監督 0479-22-8100 木更津労働基準監督署 0438-22-6165 茂原労働基準監督署 0475-22-4551
 成田労働基準監督署 0476-22-5666 東金労働基準監督署 0475-52-4358
 24時間テレホンサービス 043-221-4700